

福岡市公報

令和7年12月22日 第7199号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目 次一
規 則

ページ

○福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正（第98号）	1
○福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正（第99号）	2
○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則の一部改正（第100号）	3

規 則

福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年12月22日

福岡市長 高島宗一郎

福岡市規則第98号

福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部を改正する規則

福岡市職員の給与に関する条例施行細則（昭和26年福岡市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号ア中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同号イ中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号ア中「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改め、同号イ中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改め、同項第3号ア中「100分の95」を「100分の97.5」に改め、同号イ中「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用日)

2 この規則による改正後の福岡市職員の給与に関する条例施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（内払）

3 この規則による改正前の福岡市職員の給与に関する条例施行細則の規定に基づいて令和7年12月10日に職員に支給された期末手当又は勤勉手当は、改正後の規則の規定による期末手当又は勤勉手当の内払とみなす。

福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年12月22日

福岡市長 高 島 宗一郎

福岡市規則第99号

福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年福岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第24条中「翌年度」を「翌月（市長が定める職員にあっては、改正後の条例等の適用の日）」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

給料表

職位 号給	I	II	III	IV
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	191,800	229,800	248,600	275,300
2	192,900	231,200	249,400	276,700
3	194,000	232,400	250,400	278,100
4	195,100	233,600	251,400	279,400
5	196,000	234,800	252,400	280,800
6	197,200	236,000	253,200	282,200
7	198,400	237,100	254,200	283,600
8	199,600	238,200	255,200	284,800
9	200,600	239,300	256,200	286,200
10	201,600	240,400	257,000	287,600
11	202,600	241,600	257,900	289,000
12	203,600	242,600	258,800	290,200

13	204,500	243,600	259,700	291,600
14	205,500	244,600	260,500	293,000
15	206,500	245,600	261,400	294,400
16	207,500	246,600	262,300	295,600
17	208,400	247,600	263,200	296,900
18	209,400			
19	210,400			
20	211,400			
21	212,200			
22	213,200			
23	214,200			
24	215,200			
25	216,000			
26	217,000			
27	218,000			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(適用日)
- 2 この規則による改正後の福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第24条に規定する市長が定める職員については、改正後の規則別表第1の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内扱)
- 3 改正後の規則第24条に規定する市長が定める職員について改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内扱とみなす。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年12月22日

福岡市長 高 島 宗一郎

福岡市規則第100号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則の一部を
改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則（昭和32年福岡市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「1級18号給」を「1級2号給」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

給 料 表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100

36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	373,600
63	250,400	268,400	297,500	323,500	373,700
64	250,600	268,700	298,000	324,100	373,800
65	250,800	268,900	298,500	324,700	373,900
66	251,100	269,200	299,000	325,100	374,100
67	251,400	269,500	299,500	325,500	374,300
68	251,600	269,700	300,000	326,000	374,500
69	251,800	269,900	300,400	326,300	374,600
70	252,100	270,200	300,800	326,800	374,800
71	252,400	270,500	301,200	327,300	375,000
72	252,600	270,700	301,600	327,700	375,200
73	252,800	270,900	302,000	327,900	375,300
74	253,100	271,200	302,300	328,200	375,500
75	253,400	271,500	302,700	328,400	375,700
76	253,600	271,700	303,100	328,700	375,900
77	253,800	271,900	303,500	329,000	376,000
78	254,100	272,200	303,900	329,300	376,100
79	254,400	272,500	304,300	329,600	376,200
80	254,600	272,700	304,700	329,800	376,300
81	254,800	272,900	305,000	330,000	376,400
82	255,100	273,200	305,500	330,300	376,500
83	255,300	273,500	305,900	330,600	376,600
84	255,600	273,700	306,400	330,800	376,700
85	255,800	273,900	306,700	331,000	376,800
86	256,000	274,100	307,200	331,200	377,100
87	256,300	274,400	307,700	331,500	377,400

福岡市公報 第7199号
令和7年12月22日 (別冊)

88	256,600	274,700	308,000	331,800	377,700
89	256,800	274,900	308,400	332,000	377,900
90	257,100	275,100	308,900	332,300	378,600
91	257,400	275,400	309,400	332,600	379,300
92	257,600	275,600	309,900	332,800	380,000
93	257,800	275,900	310,200	333,000	380,500
94	258,100	276,200	310,600	333,300	381,200
95	258,400	276,500	311,000	333,600	381,900
96	258,600	276,700	311,500	333,800	382,600
97	258,800	276,900	311,900	334,000	383,100
98	259,100	277,200	312,300	334,100	383,800
99	259,400	277,400	312,600	334,200	384,500
100	259,600	277,700	312,900	334,300	385,200
101	259,800	277,900	313,200	334,400	385,700
102	260,100	278,100	313,600	335,000	386,400
103	260,400	278,400	313,900	335,600	387,100
104	260,600	278,700	314,300	336,200	387,800
105	260,800	278,900	314,600	336,700	388,300
106		279,100	315,000	337,300	389,000
107		279,400	315,400	337,900	389,700
108		279,600	315,600	338,500	390,400
109		279,900	315,800	339,200	390,900
110		280,200	316,100	339,800	391,600
111		280,500	316,400	340,400	392,300
112		280,700	316,600	341,000	393,000
113		280,900	316,800	341,700	393,500
114		281,200	317,100	342,300	394,200
115		281,400	317,400	342,900	394,900
116		281,600	317,600	343,500	395,600
117		281,900	317,800	344,200	396,100
118		282,200	318,100	344,800	
119		282,500	318,400	345,400	
120		282,700	318,600	346,000	
121		282,900	318,800	346,700	
122		283,500	319,100	347,300	
123		284,100	319,400	347,900	
124		284,700	319,600	348,500	
125		285,200	319,800	349,200	
126		285,800	320,100	349,800	
127		286,400	320,700	350,400	
128		287,000	321,300	351,000	
129		287,500	321,900	351,700	
130		288,100	322,500	352,300	
131		288,700	323,100	352,900	
132		289,300	323,700	353,500	
133		289,800	324,300	354,200	
134		290,400	324,900	354,800	
135		291,000	325,500	355,400	
136		291,600	326,100	356,000	
137		292,100	326,700	356,700	
138			327,300	357,300	
139			327,900	357,900	

	140			328,500	358,500	
	141			329,100	359,200	
	142			329,700	359,800	
	143			330,300	360,400	
	144			330,900	361,000	
	145			331,500	361,700	
	146			332,100	362,300	
	147			332,700	362,900	
	148			333,300	363,500	
	149			333,900	364,200	
	150			334,500	364,800	
	151			335,100	365,400	
	152			335,700	366,000	
	153			336,300	366,700	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額				
	円 206,200	円 217,300	円 235,900	円 263,700	円 290,200	円

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(適用日)
- この規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 令和7年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準じる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- この規則による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則の規定に基づいて、適用日以後の分として支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

